

# 華誠の法務ニュースレター

2021年08月 第22号

## 華誠の動向

華誠が2021年度IAMグローバル特許トップ1000ランキングにランクイン、個人ランキングにも選出

華誠初の「商標逆賠償」訴訟事件で全額賠償を支持する判決を獲得

## 法律の動向

全国人民代表大会常務委員会にて「個人情報保護法」が通過  
最高人民法院が不正競争防止の司法解釈について意見募集

## 知的財産権

国家知識産権局が「商標の一般的な違法判断の基準」について意見募集

## データ保護とネットワークセキュリティ

最高人民法院が顔認証技術に関する民事事件の審理についての司法解釈を公布

## 銀行保険

銀行保険監督管理委員会が再保険の管理に新たな規定を公布

## 華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

## 華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

## 華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

### 連絡先

#### 上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階  
郵便番号: 200031  
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777  
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366  
E-mail: mail@watsonband.com;  
mailip@watsonband.com  
Web サイト: www.watsonband.com

#### 北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C  
郵便番号: 100027  
電話: (86-10) 66256025  
ファックス: (86-10) 6445-2797  
E-mail: beijing@watsonband.com  
mailip@watsonband.com

#### ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室  
郵便番号: 150010  
電話: (86-451) 8457-3032  
ファックス: (86-451) 8457-3032

#### 甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室  
郵便番号: 730000  
E-mail: gansu@watsonband.com

#### 煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:  
264000  
E-mail: gansu@watsonband.com

#### 広州事務所:

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室  
電話: 020-85647039  
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

#### 鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階  
電話: 0371-86569881

#### 蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟  
507 室  
電話: 0512-68431110

#### 成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204  
電話: +86-13398190635



# 今期の内容

## 華誠の動向

|   |   |
|---|---|
| 華誠が 2021 年度 IAM グローバル特許トップ 1000 ランキングにランクイン、個人ランキングにも選出 | 4 |
| 華誠初の「商標逆賠償」訴訟事件で全額賠償を支持する判決を獲得                          | 4 |

## 法律の動向

|   |   |
|---|---|
| 全国人民代表大会常務委員会にて「個人情報保護法」が通過                   | 5 |
| 最高人民法院が不正競争防止の司法解釈について意見募集                    | 5 |
| 商務部が「生配信電子商務プラットフォームの管理とサービス規範」について意見募集       | 5 |
| 市場監督管理総局が「インターネットにおける不正競争行為の禁止に関する規定」について意見募集 | 6 |
| 司法部が仲裁法の改正について公開意見募集                          | 6 |

## 知的財産権

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 国家知識産権局が「商標の一般的な違法判断の基準」について意見募集 | 7 |
| 国家知識産権局が「特許審査指南改正草案」について意見募集     | 7 |

## データ保護とネットワークセキュリティ

|   |   |
|---|---|
| 最高人民法院が顔認証技術に関する民事事件の審理についての司法解釈を公布     | 8 |
| 3 部門が「インターネット製品のセキュリティホール管理規定」を発行       | 8 |
| 国家インターネット情報弁公室が「サイバーセキュリティ審査弁法」について意見募集 | 9 |

## 銀行保険

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 銀行保険監督管理委員会が再保険の管理に新たな規定を公布      | 10 |
| 中国人民銀行が改正「証券会社コマーシャルペーパー管理弁法」を公布 | 10 |

## 法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的財産局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

## 華誠が 2021 年度 IAM グローバル特許トップ 1000 ランキングにランクイン、個人ランキングにも選出

先ごろ、国際的な権威のある知的財産権メディア「知的財産権資産管理」(Intellectual Asset Management、以下「IAM」という)が 2021 年度 IAM グローバル特許トップ 1000 (IAM Patent 1000) の選考結果を発表し、華誠は特許出願及び特許訴訟の分野における優れた業績と良好な評判により、当該 2 大分野のランキングで再び上位を獲得した。

また、華誠知識産権代理有限公司の総経理である肖華博士も、特許出願及び特許の無効などにかかわる紛争解決の分野における優れた業績により、本年度の IAM グローバル特許トップ 1000 で特許出願分野の個人ランキングに選出された。



---

## 華誠初の「商標逆賠償」訴訟事件で全額賠償を支持する判決を獲得

先ごろ、華誠が代理したファーストリテイリング(中国)商貿有限公司、ユニクロ商貿有限公司が広州市指南針会展服務有限公司、広州中唯企業管理諮詢服務有限公司(以下、「指南針社、中唯社」という)を訴えた、悪意で知的財産権訴訟を提起したことによる損害責任紛争事件(以下、「逆賠償訴訟」という)につき、広州知識産権法院は第二審の民事判決を下し、当方が訴訟で主張した 400 万元余りの損害賠償を当該判決にて全額支持した。

本件の意義は、第一審、第二審の裁判所ともに指南針社及び中唯社が提起した 42 件の訴訟が悪意の訴訟であると認定したことだけでなく、更に重要なのは、悪意の訴訟に対応するために当方が支出した弁護士費用、出張旅費、及びこの事件によりユニクロが被った営業利益の損失を裁判所が究明し、しかも全額支持したことである。

## 全国人民代表大会常務委員会にて「個人情報保護法」が通過

このほど、第13期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において、「中華人民共和国個人情報保護法」が可決され、2021年11月1日から施行される。

「個人情報保護法」は個人情報の処理規則をさらに整備し、特にアプリによる個人情報の過度な収集、「ビッグデータの『殺熟』」（注釈：通常は、売り手側がビッグデータを利用して既存顧客に新規顧客よりも高い価格を提示することをいう）などに対する的確な規範化を行っている。また、14歳未満の未成年者の個人情報をセンシティブ個人情報とし、個人情報取扱者に対し、これについては個人情報の取扱に関する専門のルールを定めるよう求めている。「個人情報保護法」では、国境を越えた個人情報提供のルール整備、個人情報携行権（データポータビリティ権）の規定の追加、死者の個人情報保護の整備なども行っている。

中国人大網 より

## 最高人民法院が不正競争防止の司法解釈について意見募集

最近、最高人民法院は「『中華人民共和国不正競争防止法』の適用についての若干の問題に関する解釈（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見募集を行っており、意見フィードバックの締切は9月19日までとなっている。

「意見募集稿」では、不正競争防止法（中国語：反不正競争法）第2条、第6条、第8条、第11条、第12条等に関する内容について解釈を行っている。そのうち、「意見募集稿」では、その他の経営者及びユーザーの同意を得ずに直接発生したターゲットのジャンプについて、裁判所は不正競争防止法第12条第2項第1号に規定する「ターゲットのジャンプを強制的に行う」と認定しなければならないことを明確にしている。また、「意見募集稿」では、経営者が信義誠実の原則及び商業道徳に反して、その他の経営者がユーザーの同意を得て法に基づいて収集し、かつ商業的価値を有するデータを無断で使用し、かつその他の経営者が提供する関連製品又はサービスを実質的に代替でき、公平競争の市場秩序を損なう場合、裁判所は不正競争防止法第12条第2項第4号に基づき認定できると指摘している。

最高人民法院 より

## 商務部が「生配信電子商務プラットフォームの管理とサービス規範」について意見募集

このほど、商務部が「生配信電子商務プラットフォームの管理とサービス規範（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、公開して意見募集を行っており、意見フィードバックの締切は9月2日までとなっている。

「意見募集稿」では生配信電子商務のビジネス生態系について記述し、生配信電子商務における生配信営業プラットフォーム、生配信主体（即ち、生配信間運業者）及び電子商務プラットフォームなどといった役割を持つ主体の管理とサービスに関する要求を規定している。そのうち、生配信営業プラットフォームについては、生配信営業プラットフォームが備えるべき資質、経営条件、コンプライアンスの基本的要求を規定し、事業体と生配信主体の参入と撤退、製品とサービスの情報の審査、生配信営業管理とサービス、ユーザーと生配信主体のアカウント管理とサービスの要求に対応することを明確にし、消費者のプライバシー保護、取引及びアフターサービスなどの消費者の権益保護に対応する要求を規定し、情報セキュリティ管理の要求を明確にしている。

商務部 より

## 市場監督管理総局が「インターネットにおける不正競争行為の禁止に関する規定」について意見募集

このほど、市場監督管理総局が「インターネットにおける不正競争行為の禁止に関する規定（公開意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見募集を行っており、意見フィードバックの締切は9月15日までとなっている。

「意見募集稿」では、経営者は「虚偽の取引又は虚偽の取引の手配」などの9種類の方式を採用して、経営者自身若しくはその商品の販売状況、取引情報、経営データ、ユーザー評価などを偽り、又は誤解を招く商業宣伝により、消費者若しくは関連公衆を騙しミスリードしてはならないとしており、経営者はデータ、アルゴリズムなどの技術手段を用いて、ユーザーの選択に影響を与えることにより、又はその他の方式を通じて、トラフィックのハイジャック、妨害、悪意の非互換などの行為を実施し、その他の経営者が合法的に提供するネットワーク製品若しくはサービスの正常な運行を妨害、破壊してはならないと強調している。「意見募集稿」では、新型の難解な事件については、市場監督管理部門が専門家オブザーバーを派遣して調査に参加、協力させることができるとも指摘している。

国家市場監督管理総局 より



## 司法部が仲裁法の改正について公開意見募集

先ごろ、司法部が「中華人民共和国仲裁法（改正）（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて意見募集を行った。意見フィードバックの締切は8月29日までであった。

「意見募集稿」における修正の主な内容は以下の通りである。

- 1、 総則制度の規定を改善する。
- 2、 仲裁機関制度を改善する。
- 3、 仲裁員、中国仲裁協会の規定を改善する。
- 4、 仲裁協議の規定を改善する。
- 5、 仲裁手続の規範を改善する。
- 6、 裁決の取消及びその再仲裁制度を改善する。
- 7、 裁決執行制度を改善する。
- 8、 涉外仲裁の規定を改善し、臨時仲裁制度を追加する。
- 9、 説明すべきその他の問題。

このうち、仲裁手続の規範について、「意見募集稿」では、「正当な手続、手続の自主性などの5つの一般規定を追加し、仲裁の秘密保持性の原則を仲裁手続の一般規定に引き上げる」などの5つの面を含む修正を行った。

司法部 より

# 知的財産権

## 国家知識産権局が「特許審査指南改正草案」について意見募集

このほど、国家知識産権局が「特許審査指南改正草案（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会の各界に向けて意見を求めており、意見フィードバックの締切は9月22日までとなっている。

「意見募集稿」は修正対照表の形式で示され、その内容には、意匠制度の改善に関連する規定、特許協力条約に関連する手続に係る規定、特許権の期間補償規定、特許の開放許諾規定、医薬品特許紛争早期解決メカニズムの無効案件審査規定、疫病発生などの突発事件への対応規定などの9つの面の内容が含まれている。そのうち、「意見募集稿」によると、医薬品特許紛争早期解決メカニズムの無効案件審査の関連規定は、請求書及び証明書類の提出、審査の順序、審査の基礎、審査状態及び結審通知に及んでいる。疫病などの突発事件に対応する関連規定は、新規性を喪失しない猶予期間、職権による期間の延長に及んでいる。

国家知識産権局 より

華誠は、知的財産権の業務分野において業界での先進的な地位に立ち、豊かな経験を有しています。最も早く涉外特許の代理資格を獲得した知的財産権サービス機関の一つとして、華誠の知的財産権業務は、商標、特許、著作権、及び各種の新しいタイプの知的財産権の代理とコンサルティング業務、権利行使・訴訟業務、及び商事知的財産権法律業務などをカバーしています。

華誠がご提供しているサービスには、主に次のことが含まれています。

- 知的財産権代理及びコンサルティング業務
- 知的財産権の権利行使及び訴訟業務
- 商事知的財産権法律業務

## 国家知識産権局が「商標の一般的な違法判断の基準」について意見募集

このほど、国家知識産権局が「商標の一般的な違法の判断基準（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて意見募集を行っており、意見フィードバックの締切は10月1日までとなっている。

「意見募集稿」によると、「商標法第6条の規定に違反し、登録商標を使用しなければならないが使用していない場合」などの10種類の商標管理秩序違反行為のいずれかがあるときは、いずれも本基準でいう商標の一般的違法に該当する。「意見募集稿」では、商標を登録しなければならないが未登録のまま使用する行為、使用禁止の判断基準、使用する未登録商標が中国の国名など同一・類似することについての認定などの具体的な内容についてさらに規定している。このうち、欺瞞性がある状況について、「意見募集稿」では、使用する未登録商標に「商品又は役務の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴について公衆に誤認を生じさせやすい場合」などの3種類の状況のいずれかがあるときは、いずれも商標法第10条第1項第7号に規定する欺瞞性を帯びているものに該当することを明確にしている。

国家知識産権局 より

## 最高人民法院が顔認証技術に関する民事事件の審理についての司法解釈を公布

最近、最高人民法院は「顔認証技術を使用した個人情報の処理に関連する民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」（以下、「規定」という）を公布し、2021年8月1日から施行した。

「規定」では、権利侵害責任、契約の規則及び訴訟手続などの面から16の条文を確定した。このうち、「規定」の第2条から第9条までは主に人格権と権利侵害責任という視点から顔認証技術を濫用して顔情報を処理する行為の性質と責任を明確にし、第10条から第12条までは主に不動産管理サービス、定型約款の効力、違約責任の負担などの視点から大衆が普遍的に関心を持つ問題に答えている。「規定」によると、情報処理者による顔情報の処理に、「ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅、空港、スポーツ競技場、娯楽場などの経営場所、公共の場所において法律、行政法規の規定に違反して顔認証技術を使用して顔認証、識別又は分析を行う」などの8種類の状況のいずれかがある場合、裁判所は自然人の人格の権益を侵害する行為に該当すると認定しなければならない。

最高人民法院 より

## 3部門が「インターネット製品のセキュリティホール管理規定」を発行

このほど、工業・情報化部など3部門が「インターネット製品のセキュリティホール管理規定」（以下、「規定」という）を発行し、9月1日から施行する。

「規定」では、いかなる組織又は個人もインターネット製品のセキュリティホールを利用してインターネットセキュリティに危害を加える活動に従事してはならず、インターネット製品のセキュリティホール情報を不法に収集、販売、発表してはならず、他人がインターネット製品のセキュリティホールを利用してインターネットセキュリティに危害を加える活動に従事していることを明らかに知っている場合、技術サポート、広告宣伝、支払決済等の幫助を提供してはならないということを打ち出している。「規定」によれば、インターネット製品の提供者、インターネットの運営者及びインターネット製品のセキュリティホール収集プラットフォームは、健全なインターネット製品のセキュリティホール情報受信ルートを構築したうえで円滑性を維持し、インターネット製品のセキュリティホール情報受信ログを6ヶ月以上保存しなければならない。セキュリティホールの発見、収集、発表などの活動に従事する組織及び個人については、「規定」では、公開されていないセキュリティホールを製品提供者以外の域外の組織又は個人に提供してはならない等の8項目の要求をさらに明確にしている。

工業・情報化部 より

# データ保護とネットワークセキュリティ

## 国家インターネット情報弁公室が「サイバーセキュリティ審査弁法」について意見募集

先ごろ、国家インターネット情報弁公室は「サイバーセキュリティ審査弁法（改正草案意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見募集を行った。意見フィードバックの締切は7月25日までであった。

「意見募集稿」では、運営者がネットワーク製品及びサービスを調達するときは、当該製品及びサービスの投入、使用後にもたらされるおそれがある国家の安全へのリスクを予測しなければならないと、国家の安全に影響を与える又は影響を与えるおそれがある場合は、サイバーセキュリティ審査弁公室にサイバーセキュリティ審査を申告しなければならないと、100万人以上のユーザーの個人情報把握している運営者が国外にて上場する場合は、サイバーセキュリティ審査弁公室にサイバーセキュリティ審査を申告しなければならないと規定している。また、「意見募集稿」では、サイバーセキュリティ審査は調達活動、データ処理活動及び国外での発売によってもたらされるおそれがある国家の安全へのリスクを重点的に評価し、主に「製品及びサービスの使用後にもたらされる、重要情報のインフラが不法に制御され、妨害又は破壊されるリスク」等の7要素を考慮することを明確にした。

国家インターネット情報弁公室 より



## 銀行保険監督管理委員会が再保険の管理に新たな規定を公布

最近、中国銀行保険監督管理委員会は改正「再保険業務管理規定」（以下、「規定」という）を公布し、2021年12月1日から施行する。

「規定」における主な改正には8つの面の内容が含まれている。

- 1、 再保険のトップレベル戦略管理を強化する。
- 2、 再保険業務のセキュリティの監督管理を強化する。
- 3、 再保険契約管理の監督管理を強化する。
- 4、 元受保険会社による再保険受入業務の展開の管理を強化する。
- 5、 再保険の仲立人の監督管理を強化する。
- 6、 元受保険市場の発展をサポートする。
- 7、 既存の監督管理政策に抵触する内容を除去する。
- 8、 情報の報告任務を簡潔にする。

このうち、「規定」では、保険業者は再保険戦略を制定し、会社のリスクと資本管理戦略における再保険の役割を明確にしなければならず、外国の再保険会社の支社の再保険戦略の制定、実施、評価及び調整は、その支社の上級管理職の同意を得なければならないということを明確にしている。

最高人民法院 より

## 中国人民銀行が改正「証券会社コマーシャルペーパー管理弁法」を公布

中国人民銀行はこのほど、「証券会社コマーシャルペーパー管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、9月1日から施行する。

「弁法」では、コマーシャルペーパーは残高管理を実行し、コマーシャルペーパーと証券会社のその他の短期融資ツールの返済待ち残高の合計は純資本の60%を超えず、その他の短期融資ツールとは、期間が1年以内（1年を含む）の融資ツールを指し、同業貸付け・短期社債などを含むと規定している。「弁法」では、人民銀行は証券会社が発行するコマーシャルペーパーに対してマクロ管理を実施し、通貨市場の流動性と金融市場の運営状況に基づき、証券会社が発行するコマーシャルペーパーの残高と純資本の比率の上限と最長期間を調整できることを明確にしている。「弁法」ではまた、証券会社はコマーシャルペーパーを発行して調達した資金を固定資産投資や営業拠点建設、株式市場投資などの用途に用いてはならないと指摘している。



中国人民銀行 より